

国際日本文化研究センター研究倫理委員会規則

平成20(2008)年12月12日 制定
令和4(2022)年3月4日 最終改正

(設置)

第1条 国際日本文化研究センター運営会議に、所長の求めに応じ、研究倫理に関して必要な事項を審議するため、国際日本文化研究センター研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 運営会議委員のうちセンターの職員であるもの 若干名
 - (2) 運営会議委員のうちセンターの職員以外のもの 若干名
- 2 前項の委員については、運営会議議長が指名する。
 - 3 委員会に、必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選するものとする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決をすることができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、国際研究推進部研究協力課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成20年12月12日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4(2022)年4月1日から施行する。